

別紙第2

勸 告

次の事項を実現するため、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）、一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成9年法律第65号）及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号）を改正することを勧告する。

1 一般職の職員の給与に関する法律の改正

(1) 俸給表

現行の俸給表（指定職俸給表を除く。）を別記第1のとおり改定すること。

(2) 諸手当

ア 初任給調整手当について

(ア) 医療職俸給表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額
額の限度を414,800円とすること。

(イ) 医療職俸給表(一)以外の俸給表の適用を受ける医師及び歯科医師で、
医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする官職にあるものに対する
支給月額額の限度を50,800円とすること。

イ 宿日直手当について

勤務1回に係る支給額の限度を、通常の宿日直勤務は4,400円、医師
又は歯科医師の宿日直勤務は21,000円、人事院規則で定める特殊な業務
を主とする宿日直勤務は7,400円（執務時間が通常の執務日の2分の1

の時間である日の退庁時から引き続く場合にあつては、それぞれ6,600円、31,500円、11,100円)とし、常直勤務に係る支給月額の限度を22,000円とすること。

ウ 期末手当及び勤勉手当について

(ア) 平成30年12月期の支給割合

a b及び指定職俸給表の適用を受ける職員以外の職員

勤勉手当の支給割合を0.95月分(再任用職員にあつては、0.475月分)とすること。

b 特定管理職員

勤勉手当の支給割合を1.15月分(再任用職員にあつては、0.575月分)とすること。

c 指定職俸給表の適用を受ける職員(再任用職員を除く。)

勤勉手当の支給割合を1.0月分とすること。

(イ) 平成31年6月期以降の支給割合

a b及び指定職俸給表の適用を受ける職員以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.3月分(再任用職員にあつては、それぞれ0.725月分)とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.925月分(再任用職員にあつては、それぞれ0.45月分)とすること。

b 特定管理職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.1月分(再任用職員にあつては、それぞれ0.625月分)とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.125月分(再任用職員にあつては、それぞれ0.55月分)とすること。

- c 指定職俸給表の適用を受ける職員（勤勉手当にあっては、再任用職員を除く。）

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.7月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.375月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.975月分とすること。

2 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の改正

(1) 俸給表

現行の俸給表を別記第2のとおり改定すること。

(2) 期末手当について

ア 平成30年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.7月分とすること。

イ 平成31年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.675月分とすること。

3 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の改正

(1) 俸給表

現行の俸給表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当について

ア 平成30年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.7月分とすること。

イ 平成31年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.675月分とすること。

4 改定の実施時期

この改定は、平成30年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のウの(ア)、2の(2)のア及び3の(2)のアについてはこの勧告を実施するための法律の公布の日から、1の(2)のウの(イ)、2の(2)のイ及び3の(2)のイについては平成31年4月1日から実施すること。